

研究指導 石光 真 教授

# 会津若松市の景観資源活用

林田 まり絵

## 1. 研究動機・目的

会津若松市は歴史ある城下町として全国に知られている。しかし、市内に点在する、歴史を物語る建物や自然景観はあまり知られていない状況である。また2011年3月11日の東日本大震災における原子力発電所の事故による風評被害のため、観光客は大幅に減少している。地域振興のために、これらの景観資源をよりアピールしていくべきであると考え、本研究に至った。

本研究は、より多くの人に会津若松市の魅力を知ってもらうために、会津若松市が持つこの景観資源を今後どう活用していくべきなのかを調査・考察することを目的とする。

## 2. 景観とは

### 2.1 定義

「景観」という語は植物学者の三好学が初めて使用したとされている。しかし、法律ではとくに「景観」の定義を規定していない。それが市民には景観概念を漠然としたものとしている。「景観」の語彙を確認することが出来た最も古い辞典は、『大辞典』(1935)で「景観 景色。風景美。眺望。自然と人文とが種々交錯している現実の態様。」と記述されており、1955年に出版された広辞苑がほぼ同様な内容になっている。

### 2.2 景観資源による経済効果の事例

観光地の中には伝統的な建物の再生や、電線の地中化などにより街並みを整備している動きが見られる。その中には観光客が増加するという経済効果を挙げている地域もある。表1はその主な事例である。

表1 景観資源による経済効果の事例

小布施町 (長野県)	小布施堂の新店舗計画を機に、曳屋方式などで宮本常長を中心に修景事業を実施し、経済効果をもたらす。
長浜市 (滋賀県)	黒壁スクエアを中心に古い街並みを整備。
宮崎県	宮崎交通の社長であった岩切章太郎が観光施策として編み出した沿道に南国の樹木フェニックスを植樹する方策は、県の条例となって進められた。
倉敷市 (岡山県)	観光都市というイメージに際しある場所からの景(倉敷美観地区)を徹底してつくりだし効果をあげている。
由布市 (大分県)	湯布院は観光地として早くに景観に取組み、経済効果を上げてきた。
黒川温泉 (熊本県)	ある旅館の経営者が懐かしさを感じさせる古い景観を再現したところ、大当たりした。これをきっかけにこの経営者の提案で、温泉街から無秩序な野立て看板類を一掃させ、温泉街の町並みを古い湯治場の雰囲気統一したことで寂れかかっていた温泉街がにわかに活気付き、全国の温泉宿経営者が見学に来るようになった。

出所：国土交通省ホームページより筆者作成

## 2.3 景観に関する法律・条例

### 2.3.1 景観法

国土交通省は、2003年7月に「美しい国づくり政策大綱」を発表し、その中で景観に関する基本法制の制定を具体的な施策として掲げた。

また、小泉内閣により進められた観光立国政策の中の大きな柱である訪日外国人倍増計画<sup>1</sup>の重要な手段としても景観整備が位置づけられた。

このような経緯を経て、第159回国会で景観法が成立し、2004年12月に一部施行され、2005年6月には全面施行された。

#### (1) 基本理念

景観法の基本理念は、「良好な景観を保持、形成するためには土地利用を制限することが出来る」というものである。

#### (2) 意義

景観法の意義として次の3点が挙げられる。

これまで各自治体が苦心して策定しながら、強制力を持たないことから景観破壊を止める有効打とはなり得なかった条例に法的根拠を与えた都市計画の必須の考慮項目に景観が入った都市計画に質のコントロールが初めて取り入れられた

### 2.3.2 歴史まちづくり法

近年、所有者の高齢化や相続、人口減少による担い手不足などの要因により、全国各地で歴史的建造物が急速に滅失し、良好な景観が失われつつある。それに加え、伝統的な街並みにそぐわない電線類や、細街路における通過交通による安全性の阻害など、規制・誘導が政策目的の主な手段である景観法の枠組みだけでは解決できないまちづくりの課題も存在する。

そこで景観法を補完する役割を担うのが「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」である。2008年11月に施行されたこの法は、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けることによって法律上の特例措置や各種事業による支援などを受けることができる制度である。この法を適用することにより、歴史的建造物の保存・活用など具体的な事業を通じた地域固有の歴史的資産を活用して市街地の活性化を図ることが期待されている。

<sup>1</sup> 2003年1月に小泉内閣によって掲げられた「観光立国行動計画」のうち、訪日外国人観光客を2010年までに1000万人に増やすことを目標としたもの。

### 2.3.3 会津若松市景観条例

会津若松市らしい景観を「まもり、つくり、そだてる」という理念のもと、快適で潤いのあるふるさとを創造するため、市と市民、事業者がそれぞれの立場から積極的に都市景観の形成に努めることを目的とした条例。1992年3月に制定された。

## 3 会津若松市と景観

### 3.1 取り組み

#### 3.1.1 歴史的景観指定建造物の指定

「会津若松市には長い年月の間に育まれてきた歴史や文化がある。先人が培ってきたこれらの遺産を後世に伝えとともに、会津若松らしい景観を創造するため、重要な歴史的建造物などを歴史的景観指定建造物として指定し、保存・活用を図る」というもの。

下の表2は指定の基準を示したものである。

表2 選定の基準

年代	・建築後概ね50年を超えるもの
形態	・外観が伝統的の様式や技法で建てられている建造物で、会津の歴史や生活文化が感じられるもの ・歴史的な町並みの雰囲気を醸し出している又は修復することにより、保存・活用の可能性の高いもの ・建築された時代の先端であったもの ・完成度の高いもの ・一定の様式を代表するもの
位置	・通りから眺められる範囲にあるもの 又は公開性のあるもの

出所：会津若松市ホームページより筆者作成

また、図1、2は実際に指定された歴史的建造物の「福西本店・大町ガス燈」「渋川問屋」である。

図1福西本店・大町ガス燈



図2 渋川問屋



#### 3.1.2 自然景観指定緑地

「会津若松の自然資源を保全するとともに、景観の形成上、重要な森林や樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、保全を図る」というもの。

下の表3は、選定の基準を示したものである。

表3 選定の基準

共通事項 (いずれかに該当するもの)	・良好に維持管理されているもの ・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気を醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの
規模 (いずれかに該当するもの)	<指定樹木(巨樹・巨木等)> ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mにおける幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30㎡以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの  <指定樹林・指定緑地(森・緑地・樹林・並木・生け垣等)> ・緑地、樹林等の面積が100㎡以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの
位置	・通りから眺められる範囲にあるもの

出所：会津若松市ホームページより筆者作成

下の図3は指定された「蚕養国神社の森」である。

図3 蚕養国神社の森



#### 3.1.3 大町通り活性化協議会

##### (1)大町通り活性化協議会とは

ORP(OMACHI, RENOVATION, PROJECT) とは、大町通りの活性化に向けた取り組みを行う住民主体のまちづくり組織である。大町通りはかつて街の中心として賑わった通りだが、現在は空洞化が進んでいる。かつての賑わいを取り戻すことがORPの最終的な目標

である。主な会員は、会津若松市景観条例に基づく景観協定地区の地域住民や商店街組合、既存のまちづくり団体。また、建築士会や会津若松市などから支援を受けて活動している。

図4 ORP のロゴマーク



図5 大町通りの位置



出所：大町通り活性化協議会HP

(2)活動の背景と目的

歴史的町並みの商店街

大町通りは、JR会津若松駅から鶴ヶ城に向かう約1kmの通りである。沿線には店蔵（江戸～明治期）や洋風建築（大正期）、本化粧和風建築（昭和期）といった様々な時代の歴史的建造物や寺社仏閣が多く見られる。

心市街地の空洞化と活性化に向けた住民主導の多様な活動展開

近年、他商店街同様、郊外型の大規模開発や少子高齢化等々、社会経済情勢の影響を受け、中心市街地の空洞化が深刻化してきた。通りには空き店舗や空き地が見られ、早急な対策を行うことが求められ

ている。そうした状況を受け、大町通りでは街区ごとの商店街組合や地区などの住民組織を中心に様々な活動が行われてきた。

代表的な活動としては、景観住民協定『町方蔵しっく通り景観協定』『野口英世青春通り町並み協定』に基づいた景観保全活動（建築物修景等）や65店舗の商店街の女性により組織されるアネッサクラブの活動（のきさきギャラリー、アネッサ大学、はいからさんが通るまち等）がある。

これらの活動はふるさとづくり賞で総理大臣賞を受賞するなど、大きな成果を上げている。会津若松市としてもこれらの活動を支援すべく、大町通りの無電柱化を計画するなど大町通り全体を包括し、更なる活性化を図りたい考えであるが、通り全体を包括した意思決定組織が存在しない状況であった。

包括的意思決定組織ORPの設立

上記のような活動を包括した大町通り全体の意思決定組織として沿線町内会住民や商店街組合を会員とし、福島県建築士会会津支部、会津大学地域活性化センター、会津若松市が協力しORP（大町通り活性化協議会）を設立した。現在は芸術などで会津を元気にするという「Aizart」や東京大学院生など、様々な人が参加し活動している。

図6 ORPの組織図



出所：大町通り活性化協議会HPより筆者作成

3.2 景観施策の目的

会津若松市の景観施策は、観光を主目的とするものではなく、「市内全域に渡り、市民が主体的に景観形成を図ることによって、そこに住む人々が快適で潤いのあるふるさとを創造すること」を目的としている。このような目的を表彰制度でPRし新たな活動の発掘や拡大、そして新たな展開を期待し、地域コミュニティ形成を後押ししている。市民の景観に対する配慮に大きな影響を及ぼす大規模な行為（修景）に対し、周辺景観に調和した計画となるよう誘導している。市全域高さ10m以上の改修には届出を出す義務を課し、個人住宅や店舗以外は殆ど届出が必

要となる等基準的に厳しいものとしている。

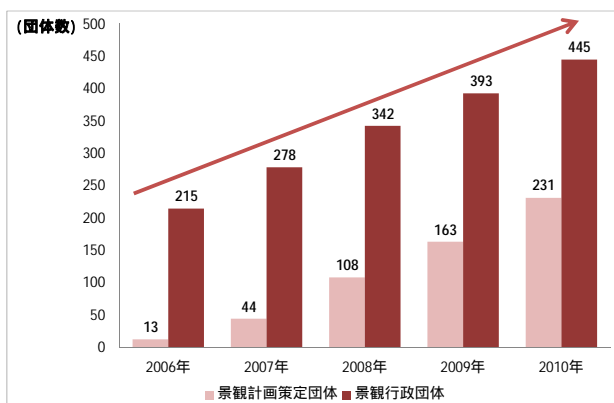
## 4 景観の今後

### 4.1 日本の景観に関する課題

現在、景観法に基づく「景観行政団体」には445団体が移行し、「景観計画」は231団体で235の計画が策定されている（2010年4月1日時点）。

5年間の推移を見ると、景観計画を策定した団体数はグラフ1のように増加している。下のグラフ1は、景観行政団体及び景観計画策定団体の推移を示したものである。

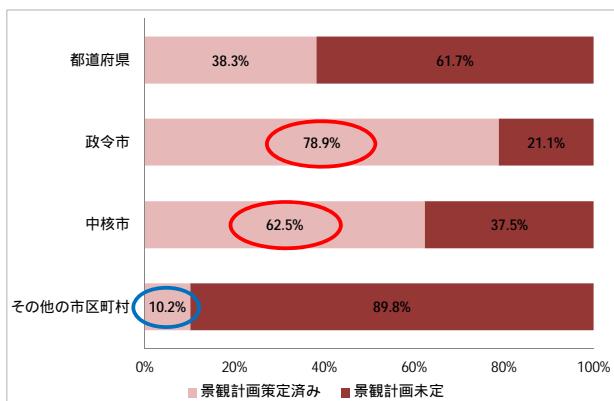
グラフ1 景観行政団体及び景観計画策定団体の推移



出所：株式会社三菱総合研究所の資料より筆者作成

またグラフ2は、2010年4月時点における地方公共団体の景観計画策定状況を示したものである。政令市や中核市では6割強の団体で景観計画が策定されているのに対し、その他の市区町村で策定されているのは1割強である。

グラフ2 地方公共団体の景観計画策定状況



出所：株式会社三菱総合研究所の資料より筆者作成

## 4.2 会津若松市の景観に関する課題

### 4.2.1 現行法制度への移行

会津若松市景観条例は、景観法が制定される以前に制定・施行された。そのため景観法と会津若松市景観条例の内容にズレが生じてしまっている。今後そのズレの修正として、法委任条例<sup>2</sup>の制定が急務である。

### 4.2.2 空き家の活用

歴史的景観指定建造物に指定されていたものの、担い手がいないために維持・管理ができない状況となっている建造物が増加傾向にある。現在、これらの空き家を住居や店舗として改修する活動が進んでいる。

<空き家活用の例>

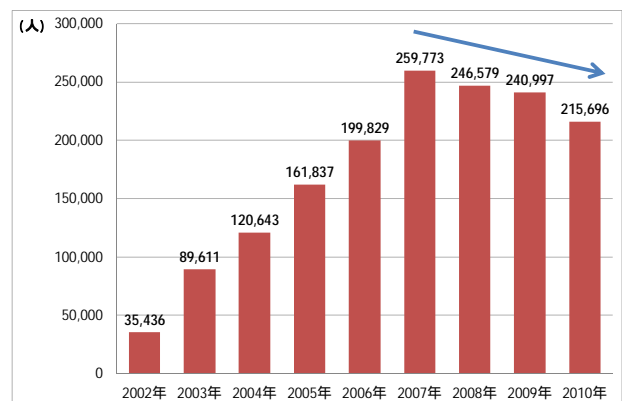
平成10年度に歴史的景観指定建造物に指定された「(名)大島半兵衛商店」は改装して住居として活用されている。下の写真は改装前(左)、改装後(右)。



### 4.2.3 点在する景観資源の活用

市内に点在する景観資源を観光に来た人にどのようにして見てもらうかを考える必要がある。以下のグラフはまちなか周遊バス(ハイカラさん)の年間利用者数の推移を示したものである。

グラフ3 まちなか周遊バス年間利用者数の推移



出所：会津若松市ホームページより筆者作成

利用者数は2007年より減少傾向にある。点在する景観資源が周知されることで周遊バス利用者の増加へ繋がると考えられる。

<sup>2</sup> 法律の中で市町村に条例の制定を委ねているもの。

#### 4.2.3 住民協定の活用

会津若松市では「景観協定の認定制度（住民協定）」を有効に活用することで「景観からのまちづくり」を進めている。現在12区域を認定し、その景観協定のうち有効な活用を実現したのが七日町通りにある3つの景観協定である。七日町通りは総延長が約1kmで、歴史的景観指定建造物は登録建造物を含め11件である。これらを繋ぐ商家を中心に住民協定を締結し、七日町の個性を重んじた建物修景を図っている。その結果、一時期は通行人のなかった通りが今では「まちなか観光」のスポットとして大勢の観光客が訪れている。以下の図は会津若松市が認定した12区域を示したものである。

図7 会津若松市が認定した12区域



出所：会津若松観光ナビ内の資料より筆者作成

#### 4.2.4 観光客に向けたアピール

現在の会津若松市が行っている景観資源のアピールは会津若松市民向けであり、これからはパンフレットやホームページを観光客に向けたものにしていく必要がある。

### 5 おわりに

会津若松では、市民による地域地産を活用した創意工夫と市の支援によって、点から線、線から面へと着実に成果を上げている。地図を片手にまちなかを散策する観光客の姿が目立つようになり、中心市街地に人の流れが生まれた。

地方の宝といっても過言ではない景観資源を、助成制度を活用していきながら、所有者とともに「まもり」生活文化の香りを醸しつついかに活用するかが今後の大きなカギとなる。歴史的建造物は数に限りがあり、しかも点在しているため景観条例は「つくる」ことを重要視している。点在する歴史的建造物を堅固に保存し、これらの核に対し個性豊かに調和を図る。そのためには、まず会津若松市の市民が景観について知ることが大切である。

また、本市景観施策は観光を目的とするものでは

ないとあるが、様々な課題に取り組み景観資源をアピールすることで観光客の増加にも繋がり、結果として会津若松市の活性化に寄与すると考えられる。

#### 謝辞

本稿の執筆にあたり、取材やお電話等でご協力いただいた会津若松市役所建設部都市計画課景観グループの方々及び観光課の方々的心より御礼申し上げます。

### 6 参考文献・サイトURL

- [1] 鳥越皓之、家中茂、藤村美穂『景観形成と地域コミュニティ 地域資本を増やす景観政策』農山漁村文化協会(2009)
- [2] 田村明『まちづくりと景観』岩波書店(2005)
- [3] 松原隆一郎『失われた景観 戦後日本が築いたもの』PHP研究所(2002)
- [4] 日本建築学会編『景観法と景観まちづくり』学芸出版社(2005)
- [5] 西村幸夫『景観法はまちの魅力を引き出せるか（「都市問題」公開講座ブックレット）』東京市政調査会(2006)
- [6] 大野整『景観まちづくり最前線』学芸出版社(2009)
- [7] 伊藤修一郎『自治体発の政策革新 景観条例から景観法へ』木鐸社(2006)
- [8] 会津若松市  
<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>
- [9] 国土交通省  
<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/index.html>
- [10] 月間地域づくり  
<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/book/monthly/0811/html/f03.htm>
- [11] 会津若松市景観条例  
[http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/j/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ac50304781.html](http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/j/reiki_int/reiki_honbun/ac50304781.html)
- [12] 株式会社三菱総合研究所  
[http://www.mri.co.jp/NEWS/column/thinking/2010/2019363\\_1805.html](http://www.mri.co.jp/NEWS/column/thinking/2010/2019363_1805.html)
- [13] 平成15年7月31日観光立国関係閣僚会議  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko2/kettei/030731/keikaku.pdf>
- [14] 大町通り 活性化協議会  
<http://aizu-orp.com/index.html>
- [15] 大町通り活性化協議会 平成21年度活動報告書  
<http://www.oomachi-st.com/ORPfinal.pdf>
- [16] 会津若松観光ナビ  
<http://www.aizukanko.com/>